

一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会 介護見舞金給付事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」と言う）共済契約規程第2条第1項第6号に規定する会員が親族の介護を要することによる見舞金を給付する事業（以下「介護見舞金給付事業」という）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(給付の請求)

第2条 この規程により給付を受けようとするときは、請求事由が生じた日から1ヶ月以内に給付請求書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人の代表者および共済契約規程第2条第1項第5号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、その証明を附して共済会に申し込まなければならない。

(請求者の範囲)

第3条 給付の請求は、会員がしなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 この規程による給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から1年間を経過したときは、時効によって消滅する。

(給付)

第5条 会員の配偶者、父母（配偶者の父母を含む）及び子が要介護状態になったとき、介護見舞金として、金5万円を給付する。ただし、会員が給付を受けることができるのは、同一対象者で1回限りとする。

(規程の実施に必要な事項)

第6条 前条の要介護状態の定義や、給付金を支給しない場合など、この規程の実施について必要な事項については、別途これを定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。